

様式第4号（第6条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓制度

転入予定者受付票

様

様

以下のとおり、永平寺町パートナーシップ宣誓制度実施要綱第4条の規定に基づき提出のあったパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

永平寺町長

印

| | |
|-------|-------|
| 宣誓番号 | 第 号 |
| 宣誓日 | 年 月 日 |
| 転入予定日 | 年 月 日 |

【本票の有効期限： 年 月 日】

- 1 宣誓者のうちいずれかが町内に転入した場合は、転入したことを証明する住民票の写し等を提出してください。本票と引き換えに宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを交付します。
- 2 上記有効期限までに、住民票の写し等の提出がない場合は、宣誓の要件を欠くものとして、宣誓の際に提出のあった書類一式をお返しします。有効期限までの提出が困難な場合は、ご連絡ください。
- 3 上記有効期限の経過をもって、本票は効力を失います。

(裏面)

この転入予定受付票の提示を受けた方へ

本町では、性の多様性への理解が進み、町民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナー又は人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりとして、性的少数者等が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを町長に対し宣誓する「永平寺町パートナーシップ宣誓制度」を設けています。この受付票は、表面に記載のある二人がお互いをパートナーとして宣誓したことを、永平寺町として証するものです。

民法上の婚姻関係が法的効力を有するのと異なり、この制度におけるパートナーシップ関係は法的効力を有するものではありませんが、この転入予定受付票の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

この制度を利用する方の性の在り方（性的指向や性自認等）や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

○ 本転入予定者受付票を交付する際に確認した事項

この受付票は、町長に対してパートナーシップ関係にあることを宣誓した方が、次の要件をすべて満たしていることを確認した場合に交付します。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓しようとする者の少なくともいずれか一方が町内に住所を有する者また宣誓の日から3か月以内に町内へ転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 共に宣誓しようとする者が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。

【特記事項】

| |
|--|
| |
|--|

※特記事項欄には、通称名を使用している場合には戸籍上の氏名（外国籍の場合は、これに準ずるもの）を記載しています。